

# 騒音・振動の届出案内

## ～特定建設作業の騒音・振動規制～

- 騒音・振動関係の届出様式は、一関市のホームページからダウンロードすることができます。

ホームページアドレス <http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>

「生活・環境」

└ 「生活環境」

└ 「騒音規制法・振動規制法にかかる届出などについて」

とお進みください。

届 出 窓 口  
一 関 市 市 民 環 境 部  
生 活 環 境 課 環 境 衛 生 係

(令和3年3月31日現在)

工場や事業場から発生する騒音や振動、並びに建設工事にともなう騒音や振動については、市民の健康と生活環境の保全を図るため、法律や岩手県の条例により、規制が課せられています。

この案内書は、これら工場や事業場から発生する騒音や振動に対する規制について解説したものです。

#### **【騒音に関する規制】**

- ・ 騒音規制法
- ・ 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例  
(以下、「県条例」という。)

#### **【振動に関する規制】**

- ・ 振動規制法

# 建設工事にもとなう騒音・振動の規制

## 1 規制対象作業

建設工事に伴い、著しく騒音や振動を発生する作業として法律や県条例で定めるものを「特定建設作業」といいます。規制対象地域内で、表－５に掲げる作業を行う場合、特定建設作業として規制の対象となり、一関市への届出が必要となります。

表－５ 規制対象作業（特定建設作業）

### 騒音関係

	特定建設作業の種類	対 象 作 業
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん（人力によるもの）、圧入式くい打くい抜機を使用する作業を除く。くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。空気圧縮機をさく岩機の動力として使用する作業を除く。
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練量がコンクリートプラントは容量0.45立方メートル以上、アスファルトプラントは重量200キログラム以上のものに限る。モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの※を除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの※を除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの※を除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。

※「環境大臣が指定するもの」とは、国土交通省により低騒音型建設機械・超低騒音型建設機械に指定されたものをいいます。

### 振動関係

	特定建設作業の種類	対 象 作 業
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん（人力によるもの）、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を使用する作業を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4	ブレーカーを使用する作業	手持ち式のものを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

## 2 規制対象地域

一関市の場合、特定建設作業を行うにあたって規制の対象となる地域は、都市計画区域のうち用途地域が定められている地域となります。規制対象地域は、都市計画法に定める用途地域により、表－6 に表すとおり区域が区分されています。

ただし、都市計画法に定める用途地域と規制区域が異なる区域がありますので、詳しくは生活環境課にお問い合わせください。

表－6 規制対象地域

第1号区域	指定地域のうち、つぎの区域とする。 (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 (2) 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 (3) 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 (4) 工業地域内に所在する学校（幼稚園含む）、保育所、入院施設のある病院・診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲 80m 区域内
第2号区域	指定地域のうち上に掲げる区域以外の区域

## 3 規制基準

特定建設作業に係る騒音、振動、作業禁止時間等の規制は、表－7 に示すとおりです。

表－7 規制基準

作業区分	規制基準	作業禁止時間		一日の作業限度時間※		連続作業 限度期間	作業 禁止日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
騒音規制法 対象作業	85 デシベル 以下	午後7時から 翌日の午前7時 まで	午後10時から 翌日の午前6時 まで	10時間	14時間	6日	日曜日 その他の 休日
振動規制法 対象作業	75 デシベル 以下						

- (1) 騒音・振動規制基準値は作業現場の敷地の境界線での値。
- (2) 騒音規制基準値 85 デシベルを超えている場合、騒音防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。
- (3) 振動規制基準値 75 デシベルを超える大きさの振動を発生させる場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

なお、作業禁止時間、1日の作業限度時間、連続作業限度期間、作業禁止日の規制については、表－8 に掲げられている場合において、同表のとおり規制基準の適用が除外されております。

表－８ 規制の適用除外

	作業禁止 時間	1日の 作業限度 時間	連続作業 限度期間	作 業 禁止日
作業を開始した日に終わる場合	○	○	○	○
災害その他非常事態発生の場合	○	○	○	○
人の生命又は身体に対する危険を防止する作業を行う場合	○	○	○	○
鉄道、軌道上の正常な運行確保のため作業を行う場合	○			○
道路法第34条による作業条件が付された場合	○			○
道路法第35条による作業条件の協議がされた場合	○			○
道路交通法第77条第3項の許可条件として付された場合	○			○
道路交通法第80条第1項により協議された場合	○			○
電気事業の変電所工事での安全確保のため必要がある場合				○

○：規制基準の適用除外がされるもの

#### 4 特定建設作業の届出

規制対象地域内で特定建設作業を実施する場合には、所定の様式で一関市への届出が必要となります。

(1) 届出義務者

特定建設作業の届出は、発注者から直接工事を請け負った請負業者（元請業者）が行います。届出者の欄には、元請業者の住所、名称、代表者氏名を記入してください。

(2) 届出様式

騒音規制法、振動規制法による法律別及び特定建設作業の種類別の届出は、特定建設作業実施届出書により一括して記入してください。

(3) 届出期限

届出は、特定建設作業の開始の7日前までに行ってください。

(4) 提出書類

付近見取図及び工事の工程表を別に添付してください。工程表は、建設工事全体を記載するとともに、届け出た特定建設作業の種類ごとに作業期間が分かるよう記載してください。

また、提出部数は正副2部となります。

(5) その他

○特定建設作業が、その作業を開始した日のうちに完了するものについては、届出の必要はありません。なお、災害等緊急時の際は事後の届出でも構いません。

○当初届出した期間内に作業が終了できない場合には、延長して作業を開始する7日前までに、延長期間分の実施届出書を再度提出してください。

○道路工事等で、夜間に特定建設作業を実施する場合には、警察署の許可書等の写しを届出書に添付してください。

## 5 改善勧告及び改善命令

指定地域内で行われる特定建設作業に伴って発生する騒音、振動が、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動の防止の方法を改善し、又は作業時間を変更すべきことを勧告することができます。

更に、勧告をうけたものが、その勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動の防止の方法又は作業時間の変更を命ずることができます。

## 6 報告及び検査

市長は、特定建設作業を伴う建設工事を施工するものに対し、特定建設作業の状況、その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に特定建設作業を伴う建設工事の場所に立ち入り、検査させることができます。

## 7 罰 則

- |  |   |    |          |
|--|---|----|----------|
| ○ 改善命令に違反したものを。                                  | } | 騒音 | 5万円以下罰金  |
|  |   | 振動 | 30万円以下罰金 |
| ○ 前項6の報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、もしくは検査を拒み妨げ、もしくは忌避したものを。 | } | 騒音 | 3万円以下罰金  |
| ○ 実施の届出をせず、もしくは虚偽の届出をしたものを。                      |   | 振動 | 10万円以下罰金 |

## 記載例

## 特定建設作業実施届出書

XX年XX月XX日

一関市長様

元請業者名を記載します

住所 一関市内丸XX番XX号

名称 ○〇建設株式会社

代表者又は氏名 代表取締役 一関 一郎

(電話 XXX - XXXX)

該当する法律に○をつけます

特定建設作業を実施するので、騒音規制法・振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇マンション解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	〇〇マンション			
特定建設作業の種類	さく岩機(ブレーカー)を使用する作業、バックホウを使用する作業 作業の種類は、騒音関係・振動関係それぞれ記載します			
特定建設作業に使用される騒音・振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	油圧式ブレーカー	〇〇〇(株)	XX-XX	メーカー名、形式等を記載します。
	バックホウ	△△△(株)	Y-01	
特定建設作業の場所	一関市内丸XX番地			
特定建設作業の実施の期間	自 XX年4月1日 至 XX年4月30日 30日間			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 9時	至 17時	日・祝祭日を除く	7時間
騒音・振動の防止の方法	仮囲い、シート養生等			日曜日その他の休日は作業禁止日です
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	〇〇設備株式会社 一関市内丸XX番XX号 岩手 太郎 電話番号 XXX - XXXX			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇建設株式会社 一関市内丸XX番XX号 一関 二郎 電話番号 XXX - XXXX			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	△△建設株式会社 一関市青山 X-XX-XX 青山 一男 電話番号 XXX - XXXX			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△建設株式会社 一関市青山 X-XX-XX 青山 次男 電話番号 XXX - XXXX			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

- 備考 1 この届出書は、騒音規制法・振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法・振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類を記載すること。
- 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととなっている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 7 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
- 添付書類 工程表及び見取図を添付すること。